

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により
通告します。

2019年 8月22日

議席番号 5番

東村山市議会議長 宛

質 問 者 朝 木 直 子

記

1. 生活保護受給者の金銭管理支援事業について。

(1) これまでの答弁をふまえ、再度伺う。

- ① 次年度見積もりを出す際のやまて企業と所管との協議内容。
- ② 金銭管理業務の内容を確認したい。(家賃、光熱費、施設費、分割渡しなどそれぞれの具体的内容、と一人あたり一ヶ月の件数)
- ③ 受託業者は一人当たり何人の金銭管理をしているか、事業開始から各年度で伺う。

(2) 金銭管理委託の実態を伺う。

- ① 生活保護受給者全体に対する金銭管理委託している人数の割合。
- ② アルコール依存、ギャンブル依存、高齢者等、原因別人数の推移。(過去3年)
- ③ 金銭管理委託の件数増加について、他自治体の状況。

(3) 以上について総括的に伺う。

2. 当市の樹木等の管理のあり方について。

(1) 公有樹木の選定および伐採について伺う。

- ① 「公共の緑の植生管理のガイドライン」において、「樹木」はどのような位置づけか。
- ② 樹木の剪定は「公共の緑の植生管理のガイドライン」に沿って行われているか、また2016年度以降、各年度の剪定件(本)数および費用(決算額)を伺う。
- ③ 樹木の伐採について、2016年度以降の件(本)数、理由、費用(決算額)を伺う。
- ④ 樹木の伐採はどのような基準で行われているか。特に「危険木」の判定は誰が、どのような基準で行っているか。

⑤ 「ガイドライン」では、樹木の伐採について「①樹種変更の検討（ソメイヨシノ）（既に高齢化のもの）②樹種変更の検討（ケヤキ）③雑木林の更新」についてのプランは示されているが、これ以外の樹木についての住民の合意形成はどのようになっているか。

(2) 当市指定保存樹木について

- ① 保存樹木指定の目的を伺う。
- ② 指定までの手続、およびその後の管理はどのようになっているか。
- ③ 保存樹木の本数（特別保存樹木も含め）の推移。（可能な限り過去に遡って伺う）

(3) 今後の当市の樹木保護についての考えを市長に伺う。

3. 庁内自動販売機設置適正化の進捗状況について伺う

(1) 6月議会の答弁をふまえて伺う。

- ① 自動販売機設置の適正化検討の進捗状況を伺う。
- ② 使用料免除の自動販売機は77件という答弁であったが、使用料を徴収している自動販売機はあるのか。
- ③ 特定の事業者や団体が行政財産使用料条例第5条第1項第5号により利用料免除される理由として「公共性・公益性」との答弁があったが、どういう意味か伺う。
- ④ 6月議会で指摘した「公平性」についての議論はしたか。

(2) 特定の事業者や団体が行政財産使用料条例第5条第1項第5号について

- ① 自動販売機以外で本条項を適用している事案はあるか、あれば内容を伺う。
- ② 「市長が認める場合」は他条例の条文にもあるが、何件あるか。そのうち基準が明文化されているものはあるか。
- ③ 利権や既得権益を排除するために、特例的扱いをする場合には、理由を明確にし、透明性を確保するべきと考えるが、見解を伺う。

(3) 以上について総括的に伺う。

以 上